

## 仕様書

### 1 件名

タンブラー ほか5点（外賓贈呈用） 買入

### 2 明細

品名	品質・形状・寸法 等	数量	備考
タンブラー	<p>①品質等：本錫で日本製</p> <p>②容量：200~300ml 程度</p> <p>③梱包：それぞれ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>④その他：納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10 個	<p>【参考商品】</p> <p>・大阪錫器（タンブラー・スタンダード大阪城）(tos)</p> <p>※同等品以上可</p>
七宝焼飾皿	<p>①品質等：金属・ガラス様（七宝焼）で日本製</p> <p>②形状：角型</p> <p>③寸法：縦100mm×横100mm</p> <p>④図柄：大阪城</p> <p>⑤梱包：それぞれ白薄紙にて中包みのうえ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>⑥その他：各1枚組・箱入・皿立て付。納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10 個	<p>【参考商品】</p> <p>・彩光舎（飾皿（10×10）3.5角 大阪城）</p> <p>※同等品以上可</p>

七宝焼ペン皿	<p>①品質等：金属・ガラス様（七宝焼）で日本製</p> <p>②寸法：縦240mm×横70mm</p> <p>③図柄：桜</p> <p>④梱包：それぞれ白薄紙にて中包みのうえ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>⑤その他：各1枚組・箱入。納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10個	<p>【参考商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・彩光舎（ペン皿（小7×24）新桜）</li> </ul> <p>※同等品以上可</p>
漆芸名刺入れ①	<p>①品質等：（内側）ステンレス、（外側）ポリウレタン樹脂、ウレタン塗で日本製</p> <p>②寸法：縦65mm×横95mm×高さ15mm</p> <p>③図柄：富士山</p> <p>④梱包：それぞれ白薄紙にて中包みのうえ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>⑤その他：納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10個	<p>【参考商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石田漆器店（漆芸赤富士 名刺入）</li> </ul> <p>※同等品以上可</p>

漆芸名刺入れ②	<p>①品質等：（内側）ステンレス、（外側）ポリウレタン樹脂、ウレタン塗で日本製</p> <p>②寸法：縦 65mm × 横 95mm × 高さ 15mm</p> <p>③図柄：桜</p> <p>④梱包：それぞれ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>⑤その他：納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10 個	<p>【参考商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石田漆器店（漆芸富士桜 名刺入）</li> </ul> <p>※同等品以上可</p>
漆芸名刺入れ③	<p>①品質等：（内側）ステンレス、（外側）ポリウレタン樹脂、ウレタン塗で日本製</p> <p>②寸法：縦 65mm × 横 95mm × 高さ 15mm</p> <p>③図柄：風神雷神</p> <p>④梱包：それぞれ紙製の化粧箱に入れ、無地もしくは文字がない模様のみの包装紙で個包装すること。</p> <p>⑤その他：納品時に製品の写真や画像を添付すること。（すべて同一製品であれば1枚で可）</p>	10 個	<p>【参考商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石田漆器店（漆芸風神雷神 名刺入）</li> </ul> <p>※同等品以上可</p>

### 3 納入期限

契約後 30 日

### 4 納品場所

大阪市会事務局（大阪市役所庁舎 8 階）

## 5 特記事項

- (1) 受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目57(贈答品類)で登録していること。
- (2) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (4) 納入日については、事前に担当課と協議のうえ決定すること。
- (5) 納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (6) 大阪市グリーン調達方針に基づき、物品を調達すること。  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
- (7) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は本市担当者の指示を受け新品と交換すること。
- (8) 納品にあたっては、大阪市役所庁舎の荷物用エレベーターの使用を可とする。
- (9) 車で納品する場合は、大阪市役所庁舎の駐車場を使用することができる。
- (10) 納品する際に使用した梱包材等は、持ち帰ること。

## 6 担当

大阪市会事務局総務担当 (担当者: 佐藤・播田)  
住所 大阪市北区中之島1-3-20  
(電話番号 06-6208-8674)

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課

自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。